

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号）新旧対照表

改正後（案）				現行							
第1条 この条例は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 （手当の支給） 第2条 手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 別表第1（第2条関係）				第1条 この条例は、熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第5号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当（以下「手当」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。 （手当の支給） 第2条 手当の種類、手当を受ける者の範囲及び手当の額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 別表第1（第2条関係）							
	手当の種類	手当を受ける者の範囲		手当の額			手当の種類	手当を受ける者の範囲		手当の額	
1 ～ 4	(略)										
5	清掃等作業 手当	(1) 環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。		日額 780円		5	清掃等作業 手当	(1) 環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが清掃作業又は汚泥若しくは汚水の運搬作業に直接従事したとき。		日額 780円	
		(2) 環境局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみの収集運搬作業に直接従事したとき。		日額 800円				(2) 環境局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものがごみの収集運搬作業に直接従事したとき。		日額 800円	
		(3) 農水局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが下水道、 <u>用排水路</u> 又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。		日額 600円				(3) <u>各区役所</u> に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが下水道、 <u>用水路</u> 又は道路側溝のしゅんせつ作業に直接従事したとき。		日額 600円	
		(4) 文化市民局又は各区役所に勤務する職員の		日額 280円				(4) 文化市民局又は各区役所に勤務する職員の		日額 280円	

		うち人事委員会規則で定めるものが公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。				うち人事委員会規則で定めるものが公園、熊本城又は道路におけるごみの収集運搬作業に直接従事したとき。	
9	消防手当	(1) 消防職員(機関員を除く。)が火災現場、災害現場又は救急現場に出動したとき。	1回につき 330円(深夜においては410円)	9	消防手当	(1) 消防職員(機関員を除く。)が火災現場、災害現場若しくは救急現場に出動したとき。	1回につき 330円(深夜においては410円)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。